

被災された方のための 生活支援情報

第 35 号

平成 25 年 7 月 31 日

仙台市復興事業局生活再建支援室

TEL 214・8559 FAX 214・5130

〒 980-8671 仙台市青葉区国分町 3-7-1

東部津波浸水区域における新たな住宅 再建支援制度の申請を受け付けます

震災における津波浸水区域（災害危険区域を除く）で被災された方の住宅再建を支援するため、次の補助制度を創設しました。8月1日から申請を受け付けます。

	補助対象区域	補助対象経費
現地建替	平成23年3月11日の津波浸水区域（災害危険区域を除く）	住宅建設にかかる借入利子相当額（上限250万円）
移転再建	平成23年3月11日の津波浸水区域（災害危険区域を除く）のうち、既存の支援制度の区域（津波防災施設整備後も浸水が予想される地域）以外の区域	●引越し費用（上限20万円） ●住宅建設等にかかる借入利子相当額（上限250万円） ●住宅用地の購入にかかる借入利子相当額（上限150万円）

◆相談・受付会場—8月30日までは市役所本庁舎5階、9月2日からは市役所本庁舎4階

◆各契約行為の前に申請を行ってください。なお、既に建て替えなどに着手または完了している場合でも、平成26年2月28日までは、さかのぼって申請を受け付けます

◆制度の詳細および申請書の記載方法等については、お問い合わせください

問い合わせ 事業調整課 ☎214・8305

熱中症にご注意ください！

熱中症の予防には「水分補給」と「暑さを避けること」が大切です。熱中症は、屋外だけでなく屋内でも発生しますので、こまめに水分や塩分をとり、十分に注意しましょう。

節電を意識しすぎるあまり、エアコンを使わずに我慢をしていると熱中症につながる恐れがあります。決

して無理な節電はせず、適切に扇風機やエアコンを使用するようにしましょう。

■熱中症を予防するために

- 日陰を利用する
- のどが渇いていなくても、水分をこまめにとる
- 塩分の補給も忘れずに
- 外出の時は帽子をかぶる、日傘をさす
- 運動する際はこまめに休憩をとる

問い合わせ 健康増進課 ☎214・8190

震災後の生活困りごと・こころの健康 相談会

震災後のさまざまな生活の困りごとに司法書士が、心と体の健康について保健師や臨床心理士、精神保健福祉士が相談に応じます。面接相談は予約制です。お気軽にご相談ください。

◆日時—8月20日(火)13:00~16:00

◆会場—宮城県司法書士会館（仙台市青葉区春日町8-1）

申し込み 電話で宮城県司法書士会館 ☎263・6755（受け付けは9:00~17:00）

問い合わせ 仙台市精神保健福祉総合センター ☎265・2191

「女性への暴力相談電話」をご利用ください

DVや性暴力などあらゆる暴力に悩む女性からの相談に応じます。一人で我慢しないでお電話ください。

女性への暴力相談電話 ☎268・5145

◆受付時間—月・水~金曜日9:00~17:00、火曜日9:00~19:00（祝日、年末年始を除く）

問い合わせ 男女共同参画課 ☎214・6143

市役所・区役所などの電話番号

仙台市役所 ☎261・1111(代)

青葉区役所 ☎225・7211(代)

宮城野区役所 ☎291・2111(代)

若林区役所 ☎282・1111(代)

太白区役所 ☎247・1111(代)

泉区役所 ☎372・3111(代)

宮城総合支所 ☎392・2111(代)

秋保総合支所 ☎399・2111(代)

仙台市ホームページ

<http://www.city.sendai.jp/>

仙台市携帯電話用ホームページ

<http://www.city.sendai.jp/m/>